第33回BELCA賞(令和5年度)

募集要項

1. BELCA賞の目的

長期にわたって適切な維持保全を実施したり、優れた改修を実施した既存の建築物のうち、特に優秀なものを選び、その関係者を表彰することにより、わが国におけるビルのロングライフ化に寄与することを目的とします。

2. 選考の主旨

(1) ロングライフ部門

長期使用を考慮した設計のもとで建設されると ともに、長年にわたり適切に維持保全され、さら に、今後、相当の期間にわたって維持保全される ことが計画されている、模範的な建築物を表彰し ます。

(2) ベストリフォーム部門

社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用 のビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向 上等をさせるリフォームがなされた、模範的な建築物を表 彰します。

3. 選考の対象

※今回からロングライフ部門の応募要件のうち、「建設後の経過年数」を建設後40年以上とすることに変更しました。

(1) ロングライフ部門

長期使用を考慮した設計のもとで建設されるとともに、建設後40年以上(昭和58年(1983年)6月 30日までに竣工)にわたり適切に維持保全され、さらに、今後10年以上にわたって維持保全されることが計画されている建築物。なお、過去にロングライフ部門を受賞したものは対象となりません。 (2) ベストリフォーム部門

社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用の ビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等 をさせるリフォームがなされ、リフォーム後1年以上かつ5年 未満の(平成30年(2018年)7月1日から令和4年(2022年)6月30 日の間にリフォームされた)建築物。なお、過去にロングライフ部門またはベストリフォーム部門を受賞したものも対象 とします。

注1) 以下の建物は、選考の対象外といたします。日本国外に所在する建築物、文化財保護法で規定される重要文化財および文化財保護法第182条第2項に基づき地方公共団体により指定された文化財(ベストリフォーム部門へ応募するもので、当該リフォームに国等からの特別の助成を受けていないものを除く。)、保存を主目的とするもの、建築物そのものが展示物となっているもの、区分所有建築物の専有部分のみのもの、竣工当初の床の躯体部分で保存・復元されている部分の面積が、竣工当初の床面積全体の50%未満のもの。

4. 表彰件数

ロングライフ部門とベストリフォーム部門合わせて10件以内を表彰いたします。

5. BELCA賞選考委員会(順不同・敬称略、所属・役職等は令和5年4月1日時点)

委員長 三井所清典 (㈱アルセッド建築研究所 代表取締役、芝浦工業大学 名誉教授)

副委員長 鎌田 元康 (東京大学 名誉教授)

副委員長 深尾 精一 (首都大学東京 名誉教授)

委員 朝日 昭博 (㈱サンケイビル 常務執行役員 技術本部長)

委員 榊原由紀子 (㈱石本建築事務所 東京オフィス 設計部門建築グループ 部長 兼 環境統合技術室長)

委員 川島 克也 (㈱日建設計 取締役副会長)

委員 北 典夫 (鹿島建設㈱ 専務執行役員 建築設計本部長)

委員 松村 正人 (大成建設㈱ 常務執行役員 設計本部長)

委員 牧野 俊亮 (㈱関電工 専務執行役員 戦略技術開発本部長 兼 営業統轄本部 副本部長)

委員 山中 庸詳 (三機工業㈱ 常務執行役員 建築設備副事業本部長)

委員 窪田 豊信 (日本管財㈱ シニアフェロー)

6. 応募期間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月30日(金)17時30分まで(締切日時までに事務局へ必着)

7. 応募の申込み・提出書類

- (1) 対象建築物の次の関係者であれば、どなたでも応募することができます。
 - ロングライフ部門 建物所有者、設計者、施工者、維持管理者
 - ○ベストリフォーム部門 建物所有者、改修設計者、改修施工者
 - ※ロングライフ部門の設計者及び施工者には、新築時の設計者及び施工者のほか、当該建築物のロングライフ化に貢献した設計者及び施工者を含みます。また、維持管理者には、当該建築物の維持管理業務に継続的に貢献した、主たるメンテナンス会社等を含みます。
- (2) 過去に応募されたものの再応募も受け付けます。
- (3) 提出書類については当協会ホームページでご確認ください。なお、応募に当たってご提出いただくのは、第1次選考用の資料のみです。提出書類は返却いたしません。
- (4) 応募に係わる資料作成に要した費用は応募者負担とします。
- (5) <u>応募にあたっては、図面や写真の提出、現地審査の日時を当協会が指定することにつき、必ず事</u> 前に所有者の同意を得てください。

8. 選考の基準 (選考は、下記項目を総合評価して行います。)

- (1) ロングライフ部門
- ① 建築物の基本的な構造または外観等が維持され、 今日まで地域に根付いて長期にわたり使用されて いること。
- ② 所有者が建築物の長期使用に対して明確な意志を有し、そのもとに当該建築物の長期使用が実現し、また、計画されていること。
- ③ 設計者、施工者及び維持管理者が、当該建築物の設計、施工、維持管理において長期使用に対する適切な配慮をしてきたこと。
- ④ 今日における社会的存在として求められる補修・改修が適切になされている(今後なされることが確実な場合も含む)こと。
- ⑤ 今後10年以上にわたって使用するための維持保全計画書が適切に策定されており、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するような建築物の運営が、将来に向けて行われていくと認められること。

- (2) ベストリフォーム部門
 - ① 社会的・物理的な状況の変化に対応して、蘇生させるも しくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなさ れていること。
 - ② 所有者の長期使用に向けた明確なビジョンのもと にリフォームがなされていること。
 - ③ 所有者・改修設計者・改修施工者の適切な連携の もとでリフォームが計画され、実施されているこ と。
 - ④ 今日における社会的存在として求められる補修・ 改修はもちろん、地球環境に配慮し、かつ周辺環 境の維持・向上に寄与するようなリフォームがな されている(従前になされた場合を含む)こと。
 - ⑤ 今後の長期使用に向けて維持保全計画書が策定されていること。

9. 選考の方法

- (1) 第1次選考 応募資料により、第2次選考対象建築物を選考します。 (令和5年8月下旬までに 結果を通知します。)
- (2) 第2次選考 第2次選考用の詳細資料を提出していただきます。詳細資料及び応募者立会いのもとで 行う現地審査をふまえ第2次選考を行い、特に優秀な建築物を選定いたします。

10. 表彰

表彰建築物の建物所有者には賞牌(文化勲章受章者の故 帖佐美行氏作)を贈呈します。 また、7. (1)に示した関係者ごとに表彰状を授与いします。

なお、表彰式は当協会の令和6年度通常総会(令和6年5月開催予定)当日に開催する予定です。

11. 表彰建築物及び表彰者の広報

- (1) 表彰建築物及び表彰者について令和6年2~3月頃に記者発表いたしますとともに、機関誌「BEL CA NEWS」、ホームページ等において広く広報いたします。
- (2) 表彰建築物の記者発表及び広報にあたっては、提出された関係資料(静止画像データを含む。) を無償で使用させていただきます。著作権、肖像権等については使用にあたって事前の承諾を求めること、著作権者の名前を表記することはいたしませんのでご承知ください。 ※感染症対策等のため、やむを得ず予定通り実施できない場合があります。予めご了承ください。

応募書類の提出先及び問い合わせ先

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (BELCA) 担当:佐々木・中野〒 105-0013 東京都港区浜松町2丁目1番13号 芝エクセレントビル4階電話:(03)5408-9830 FAX:(03)5408-9840 E-mail:belca@belca.or.jp

HP: http://www.belca.or.jp/belca4.htm

